

JGAPロゴマークの 使用方法について

(家畜・畜産物)

作成日：2021年4月1日

	JGAP認証プログラム ロゴマーク	JGAP認証農場 ロゴマーク	JGAP農畜産物使用 ロゴマーク
種類			
ロゴマークの意味	JGAP認証プログラムを表す	JGAP認証を取得した農場であることを表す	JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品であることを表す
使用者	・ 日本GAP協会 ・ 協会から使用許諾を得た者	JGAP認証農場・団体	JGAP農畜産物使用ロゴマークの使用に責任を持つ者
使用範囲	・ 日本GAP協会公式発行物 ・ JGAP認証書 ・ 協会から許諾を受けたもの	・ 名刺（農場・団体に所属する者に限る） ・ 販促資材（ウェブサイト/パンフレット/看板など） ・ 認証農場から出荷された認証農畜産物とその包装・梱包資材	・ 商品*の包装・梱包資材 ・ 商品*に関する販促資材（ウェブサイト/パンフレットなど）

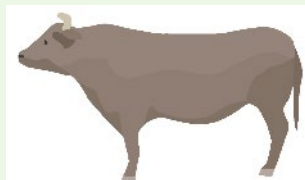
J G A P 標準品目名リスト（家畜・畜産物）

品 目 名	注 釈
乳用牛・生乳	1 生乳は、バルクタンクにおける保管まで。 2 乳用牛・生乳いずれかの品目に限定して認証の 3 対象とすることができる。 4 認証の対象を生乳に限定した場合においても乳 用牛の飼養工程を含む。
肉用牛	乳用種を含む。
豚	
採卵鶏・鶏卵	1. 鶏卵は、GPセンター等への出荷まで。 2. 採卵鶏・鶏卵いずれかの品目に限定して認証 の対象とすることができる。 3. 認証の対象を鶏卵に限定した場合においても 採卵鶏の飼養工程を含む。
肉用鶏	

JGAP認証範囲 (認証家畜・畜産物)



乳用牛・生乳



肉用牛



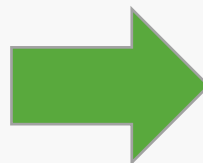
肉用鶏



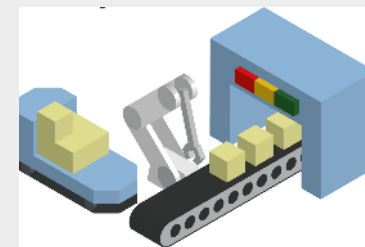
採卵鶏・鶏卵



豚



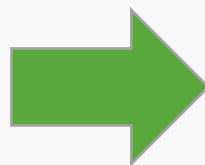
JGAP認証範囲外 (小分け・加工・製造工場など)



※認証農場産の家畜・畜産物を小分け・加工、
または原材料として製造した商品

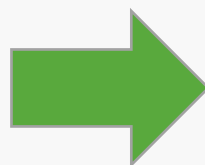
農場(を紹介する場合)は、**認証農場**ロゴマーク

※認証農場ロゴマークについてはスライド6－16参照



商品*(を紹介する場合)は、**農畜産物使用**ロゴマーク

※農畜産物使用ロゴマークについてはスライド17－32参照



* 商品とはJGAP認証農場で生産された家畜・畜産物を小分け・加工した商品、または原材料として製造した商品をいう

(1) JGAP認証農場ロゴマーク



<表示方法（細則*3.3）>

*細則＝「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 販促資材への表示は、色の変更不可（白黒印刷は可）：3.3.1(2)
2. 認証農場・団体の名称(通称も可)を必ず併記：3.3.2(1)
3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可：3.3.2(2)
4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可：3.3.3(1)
5. 拡大・縮小は可：3.3.3(2)

★申請時・変更時・追加使用时には
事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 注意事項 >

1. 販促資材への表示は、色の変更不可(白黒印刷は可)



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更しない



影付けをしない



色を変更しない



色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)

< 注意事項 >

4. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可

※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



デザインの編集をしない



書式を変更しない



登録番号を削除しない



登録番号の位置を変えない

< 注意事項 >

3. ロゴマーク自体がブランドであるような表示または説明は不可

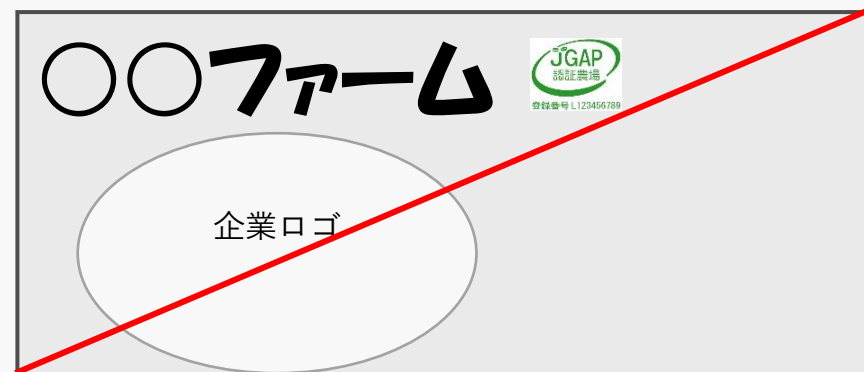


5. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①農場名・企業ロゴより目立つほどの拡大



②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①名刺



- 認証農場・団体名を必ず併記
- 登録番号の数字が判別できる大きさに表記
- ロゴマークの色の変更は不可だが、白黒印刷は可能
- 原則、農場に所属する者の名刺に表示できる
(個別認証の場合、同じグループ企業でも所属農場が異なる場合は不可)
- 企業内に複数農場がある場合は、どれかひとつのロゴマークを代表として表示しても良い
(認証範囲に誤認を与えないように注意する)

<表示方法例>

②販促資材

(ウェブサイト)

- 認証農場・団体名を必ず併記
- 団体認証の場合、構成農場の記載は任意
- 登録番号の数字が判別できる大きさに表記
- グループ企業内に複数農場がある場合は、認証を取得した農場が識別できるように表示

※ひとつのロゴマークを代表で表示しても良いが、認証範囲に誤認を与えないよう注意



< 申請の流れ >

- ①申請者：認証を取得後（認証書の発行後）、
協会に申請書と添付書類を提出



- ②協 会：デザイン案について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



- ③協 会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行
申請者：請求書を受領後、期日内に振込

①申請書（様式A1）

② 認証書(写)

14

< 申請に必要な書類 >

③ ロゴマークの表示デザイン案

- ・ ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・ JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案を記載する
- ・ 複数取得している場合は、ひとつのロゴマークのみを表示して、認証範囲（全認証農場名・登録番号など）を記載しても良い

< サンプルマーク >



< デザイン案の記載例～名刺～ >

〇〇〇〇株式会社

〇〇農場 農場長
日本 太郎

東京都〇〇区〇〇町1-1-1
TEL 03-0000-0000/FAX 03-0000-0000
Email 〇△□@XXXX.jp



< デザイン案の記載例～パンフレット～ >

〇〇ファーム会社案内

私たち〇〇グループの農場では、
JGAP認証を取得しています。

認証農場

- 〇〇第1農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇1
- 〇〇第2農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇2
- 〇〇第3農場 L〇〇〇〇〇〇〇〇3



JGAP認証は、持続可能な農場運営に
取り組む農場に与えられる認証です。



< 利用状況報告 >

①協 会：毎年10-11月頃に使用状況報告提出依頼メールを送付



②申請者：利用状況報告書を返送

(ロゴマークを使用している場合は、ロゴマークを表示している販促資材等の画像を添付)



③協 会：必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼

申請者：対応と改善結果を報告

(2) JGAP農畜産物使用ロゴマーク



< 表示方法（細則*4.3・4.4） >

* 細則 = 「JGAPロゴマーク使用の細則」第9版

1. 色

①変更可 — 商品の包装・梱包資材：4.3.1(1)

②変更不可(白黒印刷は可) — 販促資材：4.3.1(2)

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可：4.3.2(1)

3. 拡大・縮小は可：4.3.2(2)

4. 商品原材料のうち、どれが「認証畜産物」であるか記載する：4.4(3)

★申請時・変更時・追加使用時には
事前に必ず協会にデザイン案を報告して承認を得る

< 注意事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. ①商品*の包装・梱包資材について

全体を同じ色で変更するのは可



一部分だけ変更するのは不可



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色
を変更しない



影付けをしない

< 注意事項 >

* 商品 = JGAP認証農場で生産された畜産物を小分け・加工した商品、または原材料とした製造した商品

1. ②商品*に関する販促資材については、色の変更不可（白黒印刷は可）



ロゴマークの一部に
色をおかない



登録番号(一部)の色を
変更しない



影付けをしない



色を変更しない



色を変更しない
(明度・彩度を変更しない)

< 注意事項 >

2. 縦横の比率、デザイン、登録番号の変更不可

※登録番号の位置を含めてひとつのデザイン



比率を変更しない



デザインを編集しない



書式を変更しない



登録番号を削除しない



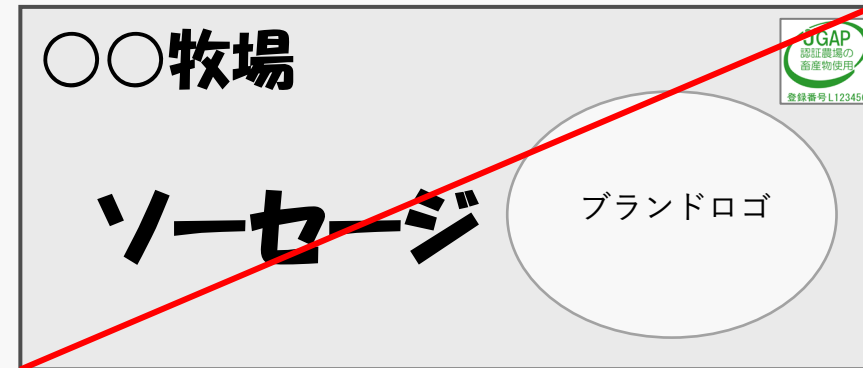
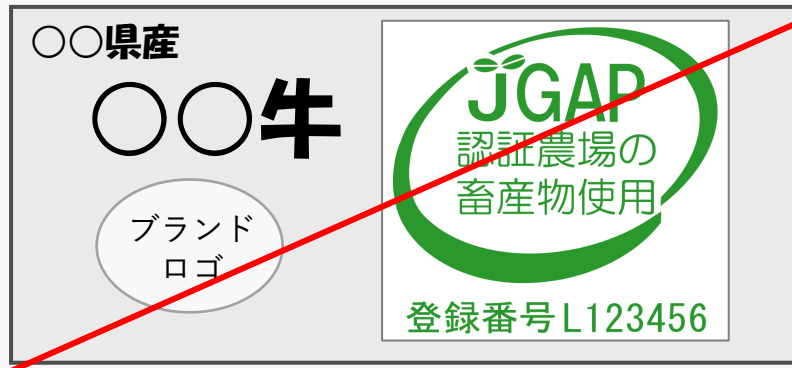
登録番号の位置を変えない

< 注意事項 >

3. 拡大・縮小は可能だが、以下の場合には不可

①商品名・ブランドロゴより目立つほどの拡大

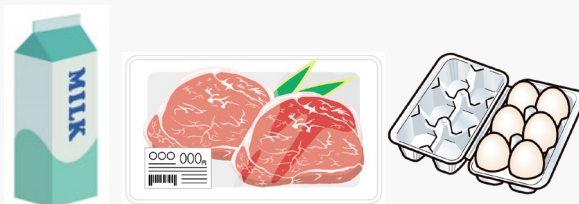
②登録番号が判別できないほどの縮小



<表示方法例>

①商品の包装・梱包資材

- 単一の原材料商品
(食品添加物を除く)



企業ロゴ

〇〇食品株式会社

〇〇たまご

生産者：・・・・・・・・

選別包装者：・・・・・・

販売者：・・・・・・・・

賞味期限 20.02.15

産卵日 20.02.01

- 単一の原材料ではない商品
(食品添加物を除く)



〇〇食品

ハンバーグステーキ

企業ロゴ

商品に使用している牛肉は、JGAP認証農場産です

- 色の変更・拡大・縮小は可
- 縦横の比率・登録番号など、デザインの変更不可
- 単一の原材料でない商品は、原材料のうち、**どれが「認証畜産物」**であるか記載する

<表示方法例>

②販促資材

(商品パンフレット)

- 色・デザインの変更**不可**
(縦横の比率・登録番号の位置など)
- 拡大・縮小は**可**
- 原材料のうち、**どれが「認証畜産物」であるかを記載**する
(単一の原材料の場合は除く)
- 企業内で販売している商品のうち、
認証農場産以外の原材料を使用している商品がある場合は、
誤認を与えないように表示する

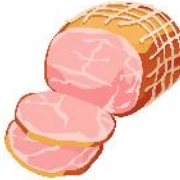
〇〇ファーム

わたしたちの想いを届けたい。

わたしたちの製品は、
すべてJGAP認証農場で
生産された豚肉を使用しています。



JGAP認証は、持続可能な農場運営に取り組む農場に与えられる認証です。
食品安全や家畜の健康管理の他、作業者の安全確保、環境保全など、
さまざまな審査項目をクリアしています。

〇〇豚		ソーセージ	
ハム		ベーコン	

< 申請の流れ >

①申請者：協会に申請書と添付書類（チェックリスト・デザイン案など）を提出



②協 会：申請内容について確認
（必要があれば修正依頼）



承認

申請者：修正依頼があれば修正



③契約の締結（協会から契約書を送付）



④協 会：ロゴマークのデータ、使用許諾書、請求書を発行

申請者：請求書を受領後、期日内に振込

①申請書
(様式B1)

②申請付属書
(様式B1-1)

③申請時チェックリスト (様式B1-2)

26

< 申請書類 >

④組織図

- ・ ロゴマークの使用責任体制(使用責任者・管理部署)がわかるもの

⑤ロゴマークの表示デザイン案

- ・ ウェブサイトからサンプルマークをダウンロードして利用
- ・ ロゴマークを表示するすべての商品・販促資材のデザイン案
- ・ ロゴマークを表示する位置を明確にする
- ・ JGAPに関する説明をする場合は、説明文言案も事前に確認

< サンプルマーク >



⑥(必要に応じて該当するもの)

- ・ 識別管理の第三者認証の認証書 (ISO22000認証書など)
- ・ 牛肉・豚肉の識別管理チェックリスト(様式B1-3)
- ・ 認証農場リスト
- ・ その他、識別管理システムがわかる書類

< 申請書類 >

⑤ ロゴマークの表示デザイン案

< 例 > カットした精肉の包装パック

ロゴマークの表示
位置・大きさを
明確に示す



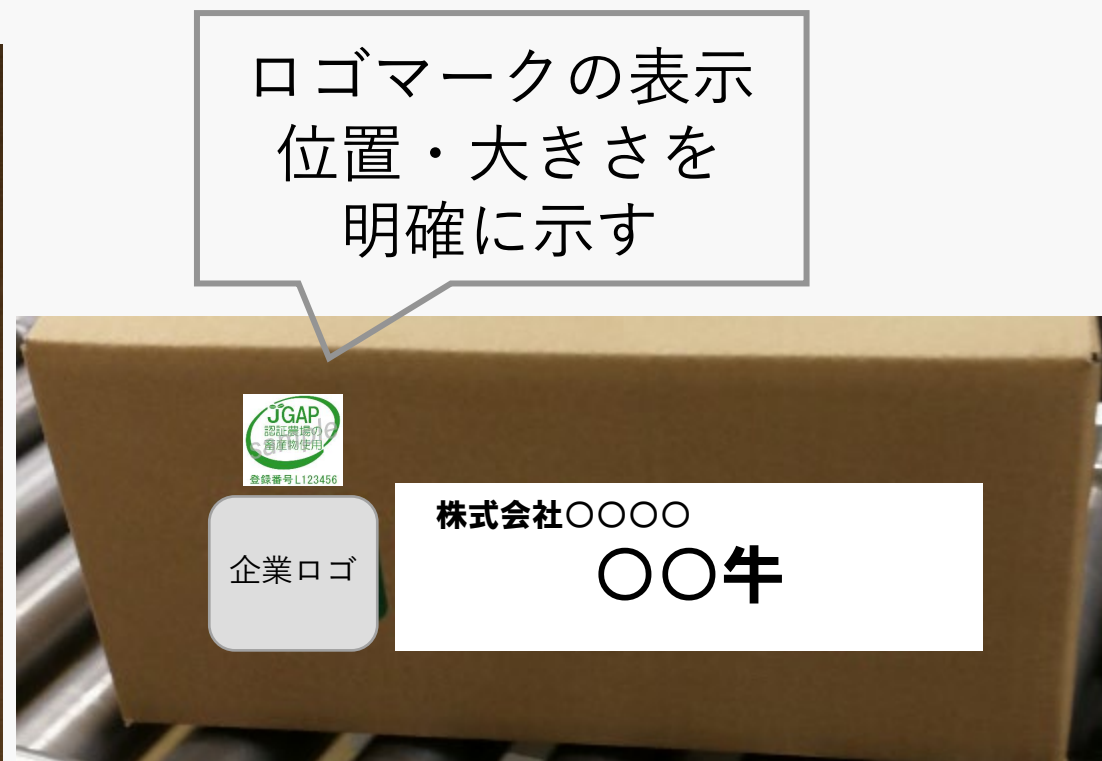
文字による
JGAP認証の表示
(申請不要)

総合規則10.4参照

< 申請書類 >

⑤ ロゴマークの表示デザイン案

< 例 > 部分肉の包装・梱包資材



★デザインは確定したら、印刷（使用）する前に協会に最終確認をしてください。

★新たな商品・販促物に表示 or デザインを変更する際には事前確認が必要です！

印刷後に修正が必要にならないよう、ご協力をお願いします。

<使用状況報告と継続申請の流れ>

①協 会：有効期限の約1か月前に使用状況報告提出依頼メールを送付



②申請者：1年間の使用状況報告書と添付書類（ロゴマークを表示している商品と販促資材の画像、自己点検チェックリスト、認証農場リストなど）

+

継続申請書（ロゴマークの使用を継続する場合）



③協 会：必要があればロゴマーク使用方法の改善依頼
申請者：対応と改善結果を報告



④協 会：使用許諾書、使用料の請求書を発行
申請者：請求書を受領後、期日内に振込

< 必要書類 >

- ①使用状況に関する報告書（様式B3）
- ②自己点検チェックリスト（様式B3-1）
- ③ロゴマークを表示した商品・販促資材の画像
- ④組織図（変更がないか確認）
- ⑤認証農場リスト
（1年間に実際に使用した認証農場のリスト）
- ⑥その他、必要に応じて識別管理の証明書類